

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、弘前市自転車等駐車場条例の規定に基づき、弘前自転車利用環境改善協議会（以下、「当協議会」といいます。）が、この弘前駅中央口駐輪場（以下、「駐輪場」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者の皆さま（以下、「利用者」といいます。）には、本規約に従って、駐輪場をご利用いただけます。

第 1 条（適用）

本規約は、利用者と当協議会との間の駐輪場の利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第 2 条（利用時間等）

利用時間等

年中無休
3月21日～12月20日 24時間営業
12月21日～3月20日 6:00～22:00
※積雪の状況により営業時間が変更となる場合があります

第 3 条（利用の申し込み）

利用の申込みの際は、自転車等駐車場利用承認申請書にて利用の申込みをし、その承認を受けるものとします。ただし一時利用の際は、一時利用承認証の発行をもって利用の申し込みとします。

第 4 条（利用料金および支払方法）

1、利用料金

利用区分		利用料金
定期利用	1か月	1,900円
	3か月	4,980円
	3か月 冬期間(1月～3月)	3,000円
一時利用	1日 最初の4時間無料	100円

2、支払方法

駐輪場内の更新/精算機にて利用料金を支払うものとします。

第 5 条（定期利用券の更新等）

- 1、定期利用券の更新手続きは、駐輪場内の更新/精算機で行うものとします。
- 2、定期利用券の更新期間は有効期限の当月20日から翌7日までとします。有効期限から7日を経過した定期利用承認証（定期カード）での入退場は出来なくなります。再度定期利用券の更新を行う場合は、定期利用承認証を管理室までお持ち下さい。

第 6 条（利用料金の還付）

以下の場合には利用料金の還付を行います。

- (1) 改築、修繕その他の理由により駐輪場の利用を中止したとき。
- (2) 定期利用者が利用期間を1か月以上残して利用の取り止めに申し出たとき。

還付する金額

改築、修繕その他の理由	利用区分に応じた金額を還付します	
1か月以上の利用期間を残して利用を取り止める場合	3か月定期利用	利用区分を1か月の定期利用とみなし、利用期間に応じた差額分を還付します
	3か月定期利用 冬期間	通常期間の利用とみなし、差額分を還付します

第 7 条（利用料金の減免）

- 1、以下の利用者は利用料金が減免されます。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 全額
 - (2) 生活保護法に規定する被保護者 全額
 - (3) その他、特に必要と認められる方 ※詳細はお問い合わせ下さい
- 2、利用料金の減免を受けるときは、ご利用前に利用料金減免にかかる申請を行い、当協議会の承認を受けるものとします。

第8条（一時利用承認証、定期利用承認証の再発行）

- 1、一時利用承認証、定期利用承認証を損傷、又は紛失した場合は速やかに申し出て、再発行の手続きを行うものとします。また、再発行の手続きには、以下の手数料を請求するものとします。

利用券再発行の手数料

一時利用承認証	300円
定期利用承認証	600円

- 2、一時利用承認証、定期利用承認証を損傷、又は紛失、若しくは忘れた場合は、本人確認のため本人確認書類の提示を求めるものとします。
- 3、定期利用承認証を忘れた場合にかかる処理は、連続2日間までとし、以降は第8条に規定する再発行の手続きを行うものとします。

第9条（禁止事項）

利用者は駐輪場の利用にあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 駐輪場内における撮影行為
- (4) 規定外の利用方法による機器の破壊や妨害行為
- (5) 駐輪場のサービスの運営を妨害する恐れのある行為
- (6) 他の利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (7) 他の利用者に成りすます行為
- (8) 当協議会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接、又は間接に利益を供与する行為
- (9) その他、当協議会が不相当と判断する行為

第10条（利用の制限）

駐輪場の利用者が、以下のいずれかに該当するときは「弘前市自転車等駐車場条例」の規定に基づき、駐輪場を利用することができません。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす恐れのあること。
- (2) 駐輪場の施設若しくは附属設備等又は駐車中の自転車を損傷し、汚損し、又は紛失する恐れがあること。
- (3) その他駐輪場の管理運営上支障があること。

第11条（承認の取消し）

駐輪場の利用者が、以下のいずれかに該当するときは「弘前市自転車等駐車場条例」の規定に基づき、承認の取消し、又は利用が停止されます。

- (1) 前条各号のいずれかに該当していること。
- (2) 駐輪場の管理運営上必要な条件を履行していないこと。
- (3) 「弘前市自転車等駐車場条例」又は「弘前市自転車等駐車場管理運営規則」に違反していること。

第12条（放置自転車の処理等）

- 1、利用者は、特別な事情等により利用期限満了後も継続して駐輪する場合は、必ず申し出るものとし、速やかに自転車を引き取り、放置しないものとします。
- 2、駐輪場内に自転車を1か月以上放置した場合は、「弘前市自転車等駐車場管理運営規則」に基づき、駐輪場から撤去を行います。
- 3、駐輪場から撤去を行う際は、事前に書面にて通知するものとします。
- 3、当該放置期間に関しても、規定の利用料金が継続発生するものとし、利用料金の支払義務は消滅しないものとします。
- 4、当該自転車の返還に関しては、駐輪場にて利用料金の支払完了後、放置自転車保管所にて行うものとします。
- 5、撤去した放置自転車は、放置自転車保管所で一定期間保管し、引き取りが無い場合は廃棄処分します。